

第10号議案

蒲郡市国民健康保険条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険条例(昭和34年蒲郡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「この市が行う国民健康保険」を「この市が行う国民健康保険の事務」に改める。

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 この市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。